

日本標準職業分類一般原則と国際標準職業分類の比較

日本標準職業分類（平成21年12月設定）	国際標準職業分類（事務局仮訳）	国際標準職業分類（英文）
第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記 (1) 分類表の構成 職業分類の分類表の構成は、大分類（12）、中分類（74）及び小分類（329）の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。 大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。 （表 省略） (2) 分類符号の表記 職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。 ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。 イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類Lー分類不能の職業を除く。）。 ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。 エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。	78. I S C O－08は、分類階層の最も詳細なレベルで職業を436の小分類項目の一つに配置するように設計されている。世界中の全ての職種をこの小分類のどれか一つ（そして一つのみ）に割り当てられることを意図している。一般に、各小分類項目はスキルレベルとスキルの専門分野の点で類似性が高い複数の「職業」で構成されている。スキルレベルと徐々に広がるスキルの専門分野の概念の適用を基礎に、小分類を次に中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に含むよう配置されている。	78. ISCO-08 is designed so that occupations are arranged into one of 436 unit groups at the most detailed level of the classification hierarchy. It is intended that all jobs in the world can be assigned to one (and only one) of these unit groups. In general, each unit group is made up of several “occupations” that have a high degree of similarity in terms of skill level and skill specialization. Unit groups are in turn arranged into minor groups, minor groups into sub-major groups, and sub-major groups into major groups based on the concept of skill level and on successively broader applications of the concept of skill specialization.

第4項 職業の決定方法 職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。 (1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。 (2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。 ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合 (ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。 (イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。 (ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。 イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合（注4） (ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事	177. 職業分類は国際版であろうと国内版であろうと、最も一般的な職務及び任務の組み合わせを基準にして職業及び職業集団を定義する。したがって、幾つかの職種において、遂行される職務及び任務の範囲が分類に明記されているものに正確に対応しない場合、問題が発生する可能性がある。そのような場合には、ISCO-08及び関連する分類を実行するに当たり、以下に示される順番で下記のルールを適用することが提案される。 (a) 遂行される職務及び任務が、通常様々な訓練・経験レベルを通じて得られるスキルを必要とする場合には、最高レベルのスキルを必要とする職務及び任務に従って職種を分類すべきである。例えば、バンの運転、荷物の積み降ろし、商	177. Occupational classifications - national as well as international - define occupations and occupational groups by reference to the most common combinations of tasks and duties. Problems may arise therefore when, in the case of some jobs, the range of tasks and duties performed does not correspond exactly to those specified in the classification. In such cases application of the following rules is suggested, in the order of precedence given below, when implementing ISCO-08 and related classifications. (a) In cases where the tasks and duties performed require skills usually obtained through different levels of training and experience, jobs should be classified in accordance with those tasks and duties which
---	---	--

を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。 (注3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。 (注4) 経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。	品の手渡し配達で構成される職種の場合、小分類 8322「乗用車・タクシー・バンの運転手」に分類されるべきである。	require the highest level of skills. For instance, a job which consists of driving a van, loading and unloading it and delivering goods by hand should be classified in Unit Group 8322: Car, Taxi and Van Drivers.
(イ) (7)により難しい場合は以下による。 a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合 財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による(注5)。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。 Eーサービス職業従事者 Fー保安職業従事者 Gー農林漁業従事者 Hー生産工程従事者	(b) 職務及び任務が商品の生産・流通工程の様々な段階に関連している場合には、生産段階に関連する職務及び任務が、例えば、同じ商品の販売及びマーケティング、その輸送や生産工程の管理に係わるような関連するものよりも優先されるべきである。例えば、パン及びペストリーを焼くだけでなくこれらの生産物を販売もするパン屋は販売員ではなくパン屋、つまり、ISCO 08の用語で言うと小分類7512「パン・ペストリー・菓子職人」に分類されるべきである。	(b) In cases where the tasks and duties are connected with different stages of the production and distribution of goods process, tasks and duties related to the production stage should take priority over associated ones, such as those related to the sales and marketing of the same goods, their transportation or the management of the production process. For example, a baker who bakes bread and pastries and also sells these

J－建設・採掘従事者 K－運搬・清掃・包装等従事者 I－輸送・機械運転従事者 B－専門的・技術的職業従事者 D－販売従事者 A－管理的職業従事者 C－事務従事者 (注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。 b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合 (a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。 (b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。	(c) 遂行される職務及び任務のスキルレベルが同一であるだけでなく、同じ生産段階にある場合、遂行される職務のうちで多くの部分を占めるものに従って職種を分類すべきである。例えば、「防火扉の据付工」は、扉、扉の枠、建具を組み立て、据え付けると同時に、火災警報が作動した場合に扉が自動的に閉まるよう電気配線設備を据え付け、接続するかもしれない。この場合、この職種は大工と電気工の両方のスキルを必要とするが、仕事の中で最も時間がかかる部分は大工仕事に関連する。したがってこれは小分類 7411「電気工事士」よりもむしろ小分類 7115「大工、建具職人」に分類すべきである。	products should not be classified as a salesperson, but as a baker, which means, in ISCO-08 terms, Unit Group 7512: Bakers, Pastry-cooks and Confectionery Makers. (c) Where the tasks and duties performed are both at the same skill level and at the same stage of production, jobs should be classified according to the predominant tasks performed. For example a “fire door installer” may assemble and install doors, door frames and fittings and also install and connect electrical wiring systems so that the door will close automatically in the event of a fire alarm. In this case, the job requires skills both as a carpenter and as an electrician, but the most time-consuming part of the work relates to carpentry. It should therefore be classified in Unit Group 7115: Carpenters and Joiners, rather than in Unit Group 7411: Building and Related Electricians
--	---	---

(3) 資格及び見習い等の取扱い ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。 イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。	178. I S C O－0 8 では、見習い研修生及び実習生は見習い研修生または実習生の資格で雇われている場合、訓練を受けている職業に応じて分類される。 179. I S C O－8 8 の序章（11 ページ）には次のように明記されている。「見習い研修生及び実習生は実際に遂行する職務及び任務に応じて分類され、一部の職業分類においてそうであるようにその将来的な職業に応じて分類されるのではない。」しかしながら、ほとんどの見習い研修生及び実習生が十分な資格を備えた労働者が遂行するのと同じ職務を遂行しているが、それを様々な度合いの監督下で行っている。さらに、ほとんどのデータ源が、見習い研修生の遂行している職務が、訓練を受けている職業で遂行されるものと同じであるか異なるか判断できるほどに十分詳細な情報を提供しないであろう。 180. したがって I S C O－0 8 は、ある職業について指導する雇用主の下で正式な学習上の地位を有する労働者を分類全体にわたって同じように分類する。例えば、見習い大工と見習い電気工は大工及び電気工に分類される。同様に病院のインターンや司法修習生は医師及び弁護士に分	178. In ISCO-08 apprentices and trainees are classified according to the occupation they are training for, if they are employed in the capacity of apprentice or trainee. 179. The ISCO-88 introduction (p.11) stated: “Apprentices and trainees are classified according to the tasks and duties actually performed, and not, as is the case with some occupational classifications, according to their future occupation.” Most apprentices and trainees, however, perform the same tasks as those performed by fully qualified workers, but do so under varying degrees of supervision. Moreover, most data sources would not provide sufficient detail to allow us to determine whether the apprentice performs the same tasks or different tasks from those performed in the occupation for which he or she is training. 180. ISCO-08 therefore classifies workers in a formal learning status with an employer who instructs them in an occupation in the same way throughout the classification. Apprentice carpenters and apprentice electricians, for example, are classified
--	---	---

	類される。例えば、医学生または法学生が病棟付添人、医療助手、法務事務員として雇われている場合など、実習生が関連する職業にもまた従事している場合には、これらの職種は遂行が求められている仕事に応じて分類されるべきである。 181. また、留意すべき点として、見習い研修生または実習生の集団を識別する特定の質問が行われない限り、統計収集における回答はしばしばその地位に関する情報を含まないということがある。見習い研修生または実習生の地位に関する情報が必要な場合には、国内職業分類において見習い研修生及び実習生を個別の職業として把握しようと試みるよりもむしろ、別の質問でもって別の変数として扱う方がより効果的かもしれない。	as carpenters and electricians. Medical and legal interns are similarly classified as doctors and lawyers. Where trainees also have jobs in a related occupation, these jobs should be classified according to the work required to be performed, such as when medical or legal students, for example, are employed as ward attendants, medical assistants or legal clerks. 181. It should also be noted that responses in statistical collections frequently do not contain information about apprentice or trainee status, unless specific questions are asked to identify this group. If information about apprentice or trainee status is required, it may be more effective to treat this as a separate variable, with a separate question, rather than to attempt to identify apprentices and trainees as separate occupations in a national occupation classification.
(4) その他の特殊な取扱い (略)	対応するものがない。	対応するものがない。